

医療消費税非課税の経過①

○昭和62年10月9日 医療に関する税制に関する意見(日本医師会)

高齢化社会に向けて、中期的な展望の下に医療政策の確立が急務です。しかしながら、医業経営は、政府の厳しい医療費政策の下、極めて深刻で憂慮すべき事態となっています。国民に良質な医療を提供し、国民の生命と健康を守るためには、診療報酬の適正化とともに、医業税制を確立し、医業経営の安定化を図ることが必要です。今、税制の抜本的な見直しが行われる中で、すべての医師が医療に専念できるよう、税制面において適正な評価と格段の配慮をいただくよう、次の項目のとおり強く要望します。

- 一 税制全般にわたる抜本的な見直しが行われるにあたり、一般的な消費に対する課税が行われる場合には、国民の生命・健康を守る上で、必要不可欠な医療・医薬品等については、課税対象から除外することを要望します。
高齢化社会に対応する税制改革が、国民の理解と信頼に裏付けられて確立されねばなりません。国民生活にも大きな影響が及ばざるを得ません。そのため保健・医療・福祉等は、特別に政策的配慮がされるべきであり、医療・医療用医薬品・医療用具等を非課税とするよう強く要望します。

○昭和63年4月8日 日本医師会の主な見解(於:自民党税調)(抄)

〈国税〉

- (1) 税制全般にわたる抜本的な見直しで、一般的な消費に対する課税が行われる場合には、国民の生命・健康を守る上で必要な医療・医薬品等については課税対象から除外する。

(2)～(4) (略)

〈地方税〉(略)

○昭和63年4月8日 病院四団体の意見(於:自民党税調)(抄)

- (1) やむを得ず新型間接税が例外なく広く、浅く、一律に課税されるということならば、消費税負担の原則から最終消費者である患者に負担されるよう社会保険診療報酬に転嫁されるべきである。
- (2) (1)と同様に消費者負担の原則から、国・公・私的医療機関の区別なく、すべての患者に公平かつ公正に課税すべきである。
- (3) 仮に新型間接税を医療に課税するならば、事業税を医療に課税するのは適当でない。
- (4) 納税事務取扱いの簡素化を図られたい。
- (5) 過去に提案された一般消費税・売上税とも医療の特殊性からいずれも非課税であり、今回の新型間接税も教育などと同様に、医療が非課税になった場合、薬品、医療機械、建物等の課税分は還付されるよう図ってほしい。

医療消費税非課税の経過②

○昭和63年5月30日 日本医師会の主な見解(於:自民党社会部会への要望)(抄)

〈新型間接税において医療は非課税とすべきである〉

- (1) 新型間接税は、消費に対する課税とされているが、医療は決して消費ではない。
- (2) 消費は国民の自由意思に基づいて選択されるものだが、医療は国民の生活に不可欠なもので選択の余地はない。
- (3) 低所得者の人ほど医療の必要性が高い実態からみて、医療に課税することは低所得者に税負担をかけることになり、不平等を助長する。
- (4) 欧米諸国でも医療に間接税を課している国はない。
〈社会保険診療報酬に事業性を課税すべきではない〉(略)
〈社会保険診療報酬の経費率の特例措置は必要である〉(略)

○昭和63年6月10日 「新型間接税」の創設に当たってのお願い(健保連)(於:自民党税調への要望)(抄)

(一)健保連はかねて、「老人保健制度は医療保険制度から切り離し、間接税による新税制によって全国民が公平に財源を負担する仕組みに再編成すべき」ことを提言し、その実現を再要望してきた。このことに関連して、新型間接税の創設に当たっては次の理由により医療については非課税とするよう格段の配慮をお願いする。

〈健保組合の負担増を招くことのないようにしてもらいたい〉

- (1) 医療は消費税になじまない。医療は、所得の大小にかかわらず生きていくために選択の余地無く支出せざるを得ないサービスで、病気になったからといって、それだけ負担の余力があるということにはならない。
- (2) 逆進的な課税になる。医療は低所得者でも生きていくために支出せざるを得ないものであり、課税の影響は低所得者ほど大きい。とくに一定の所得階層の者には所得税減税の効果も財政支出の恩恵も及ばず、間接税負担が一方向的に増加することになる。
- (3) 医療に対する課税による患者負担・保険料の増大は反対である。
 - ①老人保健法改正で巨額の拠出金負担を負った上で、さらに税により負担が増大するのはサラリーマンの納得が得られない。(中略)
 - ②医療に課税され、仮に課税相当分の負担がかかることとなれば健保組合は税率三%で、次のような負担増を招くことなる。(中略)
 - ③医療保険は国民全員が強制的に加入する保険で、保険料の情報は直接税を増税したのと同じであり、間接税導入によるサラリーマンの減税効果は減殺される。

医療消費税非課税の経過③

○昭和63年6月 自民党社会部会の見解

一、新型間接税が医療に課税された場合の問題点

- (1) 医療は、所得の大小にかかわらず生命を守るために選択の余地なく支出せざるを得ないもので、病気になって医者にかかるとき、税を負担する力があるといえるかどうか。
 - (2) 医療は低所得者でも生きていくために支出せざるを得ないものであり、医療に課税する影響は低所得者ほど大きく、逆進的という批判を受ける。
 - (3) とくに一定の所得階層の者には所得減税の効果も財政支出の恩恵も及ばず、間接税負担だけが増加することになるのではないか。
 - (4) 医療に課税すると、保険料が上がって医者に行かない人にも税負担が転嫁されるが、これは消費をする人が税を負担するという消費税の考え方に合わないのではないか。
 - (5) 所得税を減税して国民の負担感を軽減しても、医療への課税で保険料や患者負担が増えると負担感は軽減しないのではないか。
- (中略)

二、新型間接税が福祉に課税された場合の問題点(略)

○昭和63年6月14日 厚生省関係の税制抜本改革大綱の概要(抄)

一、新型間接税

(1) 非課税取引

次の取引は非課税とする。

① 医療

- ・社会保険医療(健保法、国保法等に基づく療養の給付、差額ベッド等は除く。)
- ・公費負担医療(難病患者、精神障害者、原爆被爆者に対する医療、生活保護の医療扶助等)
- ・公害医療
- ・労災医療
- ・自賠償医療

② 福祉(略)

(2)(3) (略)

二、社会保険診療報酬課税の特例の見直し(略)

三～五 (略)

医療消費税非課税の経過④

○平成元年1月18日 中医協意見

税制改革法においては、消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する事業の義務とともに、円滑かつ適正な転嫁に寄与するための国の義務が明確化されているところである。こうした点を踏まえ、診療報酬及び薬価基準について、適切な措置が考慮されなければならない。したがって、厚生省は、これまでの中医協の審議の経過を体し、改定幅及び実施時期について予算折衝を行われたい。また、厚生省は、医薬品等の流通過程での円滑かつ適正な転嫁を支援するための施策を講ずるとともに、昭和62年5月25日の中医協建議を踏まえ、早急に薬価調査の実施の準備に入られたい。

○平成8年9月 厚生省平成9年度税制改正要望(流通・消費課税)

(制度名)

社会保険診療等に係る消費税のあり方の検討

(要望の内容)

社会保険診療等は、国民に必要な医療を提供する高度の公共性を有していることから、消費税は非課税とされ、医療機関の仕入れに係る消費税については、社会保険診療報酬において措置されているところであるが、今後、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療報酬等に係る消費税に関する仕組みや負担等を含め、その在り方について速やかに検討することが適当である。

(新設・拡充又は延長を必要とする理由)

(1) 政策目的

社会保険診療等に係る消費税については非課税とされているが、より適切な対処方法を検討する。

(2) 要望の措置が効果的である理由

税制上生ずる問題を社会保険診療報酬等で対応しているが、消費税制上の取扱いの変更により抜本的な解決を図ろうとするもの。

(3) 政策の達成目標

医療の公共性に配慮した消費税の適切な負担